

子 子 発 0711 第 1 号
30 生社教 第 4 号
平成 30 年 7 月 11 日

各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部（局）長
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱
（ 公 印 省 略 ）

放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて

日頃より、放課後児童対策の推進に御尽力、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、新潟市において、下校途中の小学生が被害に遭う痛ましい事件が発生したことを踏まえ、「登下校防犯プラン」（平成 30 年 6 月 22 日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）において、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全確保に努めていただくよう、お願いしたところです。

このたび、「登下校防犯プラン」を踏まえ、放課後等に児童が来所する放課後児童クラブ等において、来所・帰宅時の安全対策を講じるため、「放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成 17 年 12 月 14 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）を改訂し、別添のとおり児童館や放課後子供教室においても利用可能な安全点検リストを作成いたしました。本安全点検リストを管内市区町村、放課後児童クラブ、児童館等に十分に周知いただくとともに、本安全点検リストを参考に、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全確保を十分に実施できているか再度点検等を行い、児童の安全確保に努めていただくようお願いいたします。

本通知の発出に当たっては、警察庁にも協力依頼を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、「放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成 17 年 12 月 14 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）は、本通知の施行に伴い廃止いたします。

放課後児童クラブ等への来所・帰宅時 における安全点検リスト

(平成30年7月)

- 本安全点検リストは、放課後児童クラブ、児童館における安全点検に活用するものとして作成しました。
点検項目については、標準的なガイドラインとして策定したものであり、実施に当たっては、地域や施設の実情に応じて適宜追加して差し支えございません。
なお、放課後児童クラブにおいては、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体的又は連携して実施している放課後子供教室とも連携を図りつつ、安全点検を実施してください。

※ 放課後子供教室においては、運営状況に応じて参考として下さい。

(市区町村用)

市区町村における点検項目

- 1. 「放課後児童クラブ運営指針」(※1)を踏まえて、放課後児童クラブの運営主体が、児童の来所・帰宅時の安全確保に関する計画及びマニュアルを作成できるように指針を作成し、周知しているか。
- 2. 放課後児童支援員等に対して、児童の安全に関する研修等を行い、緊急時の対応方法を周知しているか。
- 3. 教育委員会、学校、見守りに関わる地域住民、警察等と連携して、通学路における合同点検を定期的の実施しているか。

- 4. 地域安全マップの作成等を通じ、危険箇所を「見える化」して、教育委員会、学校、見守りに関わる地域住民、警察等と情報を共有しているか。
- 5. 不審者情報等があった場合、警察へのパトロールの要請及び放課後児童クラブとその運営主体、教育委員会、学校、自治会等、地域の関係機関への情報提供が速やかになされているか。
- 6. 自治体や教育委員会、学校等から保護者に対する不審者情報等の提供に関して、メール配信等を活用して迅速に情報提供できる体制となっているか。
- 7. 「子供 110 番の家」の活用や地域組織、児童に関わる関係機関、地域ボランティア等による児童の来所・帰宅時間に合わせた見守り活動等、地域の防犯の取組を進めているか。
- 8. 児童が一人で帰宅することについて、児童や保護者に不安がある場合は、保護者による迎えや近所の保護者同士での協力、ファミリー・サポート・センター及びシルバー人材センター等を活用した迎え等を行い、児童の安全を確保するよう保護者に伝えているか。
- 9. 自治体が各放課後児童クラブの来所・帰宅時の安全対策の実施状況について、定期的に点検を行っているか。

※1 「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

(放課後児童クラブ用)

放課後児童クラブにおける点検項目

1 運営、研修等に関わる点検項目

- 1. 放課後児童クラブの運営主体は、「放課後児童クラブ運営指針」や自治体の指針等を踏まえて、児童の来所・帰宅時の安全確保に関する計画及びマニュアルを策定し、放課後児童支援員等に周知しているか。
- 2. 児童の来所・帰宅時の安全確保に関する計画及びマニュアルを児童、保護者に周知し、実際に活用できるよう定期的に見直しているか。
- 3. 自治体等が主催する児童の安全に関する研修等に参加しているか。
- 4. 自治体や教育委員会、学校等と来所・帰宅時の安全確保に関する情報を共有しているか。
- 5. 児童の出欠席について、保護者からの連絡をあらかじめ確認しているか。
- 6. 児童が保護者からの連絡なく欠席した場合や、来所が遅れた場合には、学校、保護者と連絡を取り合い、速やかに状況を把握して適切に対応しているか。
- 7. 児童の所在を把握できないときや、不審者情報等の連絡が入ったときには、必要な手立てを迅速に講じられるように、対応策をあらかじめ検討し、共通理解を図っているか。
- 8. 緊急時に保護者や放課後児童クラブの運営主体、自治体の担当部署、地域組織や児童に関わる関係機関と連絡を取り合うことができるよう、連絡先の一覧を作成する等、適切な体制を整えているか。

- 9. 放課後児童支援員等は、児童一人ひとりの状況を踏まえて、児童が自ら危険を予測し回避できる力を身につけられるよう、援助を行っているか。
- 10. 放課後児童支援員等は、児童の来所・帰宅経路や児童が一人で歩く「1人区間」の状況、「子供 110 番の家」の所在地等を把握しているか。
- 11. 放課後児童支援員等は、児童と一緒に歩きながら、来所・帰宅経路の確認と安全点検を行っているか。
- 12. 放課後児童支援員等が児童と一緒に「子供 110 番の家」等を実際に訪問して、児童自身が安全な場所として理解する取組をしているか。
- 13. 緊急連絡先として、保護者や保護者以外の連絡先を把握しているか。
- 14. 放課後児童クラブ等の周辺の地理的条件や交通事情等、児童の生活環境を日頃から把握しているか。

2 放課後児童クラブが保護者・児童へ伝える点検項目

- 1. 保護者に対して、放課後児童クラブに出欠席の連絡をすることを伝えているか。
- 2. 保護者が児童と一緒に来所・帰宅経路の安全確認を行うように伝えているか。

- 3. 保護者に対して、自宅周辺の「1人区間」の状況や「子供110番の家」の所在地等について、児童と確認することを伝えているか。
- 4. 児童がとるべき安全対策として、「行き帰りは友達と一緒に」「保護者と決めた同じ経路を通過して帰る」「見知らぬ人からの声かけや誘いにはのらない」等について、児童に伝えているか。
- 5. 児童がとるべき安全対策として、危険を感じたらすぐにその場から逃げ、近くの大人や民家、商店等に助けを求めるよう児童に伝えているか。
- 6. 児童がとるべき安全対策について、家庭でも繰り返し指導し、児童自身がそのことを身につけることを促すように保護者に伝えているか。
- 7. 児童が一人で帰宅することについて、児童や保護者に不安がある場合は、保護者による迎えや近所の保護者同士での協力、ファミリー・サポート・センター及びシルバー人材センター等を活用した迎え等を行い、児童の安全を確保するよう保護者に伝えているか。

3 放課後児童クラブが学校と連携して行う点検項目

- 1. 児童の来所・帰宅時の安全確保等に関する計画及びマニュアルの内容について、学校と共有しているか。
- 2. 毎日の下校時刻を把握できるように学校と情報を共有しているか。
- 3. 特別な事情で下校が遅れるときや、来所・帰宅時の緊急的な情報について、学校と共有できる体制があるか。
- 4. 学校と協力し、「1人区間」等の危険箇所を把握し情報を共有した上で、来所・帰宅経路の安全点検を行っているか。

4 放課後児童クラブと地域が連携して行う点検項目

- 1. 地域組織や児童に関わる関係機関等に対して、放課後児童クラブの育成支援の内容や、日々の児童の生活の様子、児童の来所・帰宅時の状況を伝え、理解を得ているか。
- 2. 日頃から地域組織や児童に関わる関係機関等と交流し、児童の地域での行動についての情報提供を求め、共通理解を深めているか。
- 3. 不審者対策等、緊急時に地域と連携した見守りを行うことができるよう、あらかじめ地域組織や児童に関わる関係機関の一覧を作成しているか。
- 4. 地域における防犯対策について、警察、教育委員会、学校、自治体、地域の関係者等が参画した会合に出席し、防犯対策について意見交換を行っているか。
- 5. 地域組織や児童に関わる関係機関等と連携して、児童の来所・帰宅における点検を行い、安全に不安がある箇所等の改善の取り組みをすすめているか。
- 6. 地域組織や児童に関わる関係機関等に児童の来所、帰宅時に合わせた見守り活動を要請しているか。